

○琴浦町中小企業・小規模企業振興基本条例

平成31年 3月22日

条例第12号

前文

琴浦町は、鳥取県のほぼ中央に位置し、豊かな自然環境や歴史・文化が根づく、安らぎにあふれた町である。北は商工業地帯、中心部は県下有数の生産・販売高を誇る農業、南は大山滝、伯耆の大シイ、船上山等で知られる風光明媚な地域となっている。

町内事業所数は、県内町村の中でもトップクラスを誇り、小売業、サービス業及び建設業を中心に多様な職種が町の経済・雇用を支えている。

近年、自然災害が多発する中、平成30年には台風24号により町内でも大きな被害が各所で発生したが、その際には多くの地元企業の協力を受け、災害発生時及び災害復旧の対応を行うことができた。これは地域に様々な企業が多数存在していることの重要性を改めて認識する機会となった。

一方で、少子高齢化の進行や人口減少といった社会情勢の変化により、事業の継続や事業承継に苦慮している事業者も多く、また、人材の確保が困難であることを理由に廃業する事業者も増加しており、町内の商工業の基盤が揺らいでいる状況にある。

こうした背景の中、地元企業の安定経営と地域経済の持続的発展を図るためには、中小企業・小規模企業の主体的な努力はもとより、町、商工会、金融機関、教育機関及び町民が連携し、中小企業・小規模企業の振興の重要性を理解し、守っていくことが必要である。

このため、中小企業・小規模企業の振興を町政の重要な柱と位置づけ、地域社会が一体となって中小企業・小規模企業の振興を図ることにより、豊かで活力のある町、安心して暮らせる町の実現のため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が琴浦町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、町の責務、事業者及び商工会の役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業・小規模企業の成長発展及びその事業の

持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって町民の生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 商工会 商工会法(昭和35年法律第89号)の規定に基づく商工会であって、町内に事務所を有するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫その他金融業を行う者及び信用保証協会で町内に所在するもの又は町内で事業活動を行うものをいう。
- (5) 教育機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関で町内に所在するものをいう。
- (6) 町民 町内に在住する者及び町内に通勤又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、中小企業・小規模企業の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県その他関係機関との連携を図り、中小企業・小規模企業の成長発展及びその持続的発展が図られることを旨として推進することを基本とする。

(基本計画の策定)

第4条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業・小規模企業振興基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 町は、基本計画を定めるに当たり、中小企業・小規模企業の意見及び商工会の経営発達支援計画を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、中小企業・小規模企業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び中小企業・小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね3年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 第2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本的施策)

第5条 第1条の目的を達成するため、第3条の基本理念に基づく基本的施策は、次の各号に掲げる中小企業・小規模企業の振興に関する施策とする。

- (1) 経営の安定及び革新に関する施策
- (2) 経営基盤の整備に関する施策
- (3) 人材育成・確保及び雇用の安定に関する施策
- (4) 労働環境の改善に関する施策
- (5) 事業承継の促進に関する施策
- (6) 新事業の創出及び起業支援に関する施策
- (7) 資金調達の円滑化に関する施策
- (8) 支援・連携ネットワークの構築に関する施策
- (9) 情報の収集及び提供に関する施策

(町の責務)

第6条 町は、第4条に定める基本計画に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、公正な競争性を確保しつつ、予算の適切な執行に留意しながら、中小企業・小規模企業をはじめとする町内事業者の受注機会の確保や増大に努めなければならない。

3 町は、中小企業・小規模企業が豊かな地域社会づくりへの貢献や地域住民の生活の向上に寄与していることについて、住民への理解を深めるよう努めなければならない。

(中小企業・小規模企業の役割)

第7条 中小企業・小規模企業は、経済的社会的環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化及び経営革新に努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、雇用の機会の確保、人材の育成その他雇用における環境の整備に努めるものとする。

3 中小企業・小規模企業は、環境に配慮した事業活動を行うとともに、災害発生時には町及び町民と互いに協力するよう努めるものとする。

4 中小企業・小規模企業は、子育て、介護支援等に配慮したワークライフバランスに関する取組を行い、全ての人がお互いを尊重し、共に働きやすい職場づくりに努めるものとする。

5 中小企業・小規模企業は、商工会への加入に努めるものとする。

6 中小企業・小規模企業は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(商工会の役割)

第8条 商工会は、中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、中小企業・小規模企業が自主的に経営力向上、経営基盤の強化及び経営の革新に取り組むことができるよう円滑な資金の供給、経営の相談の対応等を行い、中小企業・小規模企業の育成及び事業の持続的な発展に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第10条 教育機関は、児童・生徒に対し、職場体験活動、職業に関する理解を深める学習等を通じ、郷土愛を育むとともに、健全な職業観及び勤労観を形成し、地域の将来を担う人材育成に協力するよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第11条 町民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の基盤形成と雇用環境の整備等の町民の生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業・小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 町民は、消費者として町内で生産、製造及び加工される産品並びに提供されるサービスを積極的に利用するよう努めるものとする。

(施策の実施状況の検証・公表)

第12条 町は、毎年度、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況を検証し、公表するものとする。

2 町は、前項の検証に当たっては、中小企業・小規模企業、商工会その他関係機関の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第13条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。